

# 保 險



## 序章

昭和64（1989）年1月7日に昭和天皇が崩御され、元号が平成に変わった。本財政史シリーズ（『平成財政史—平成元～12年度』）が対象とする期間の保険分野について以下で述べることとする。

生命保険市場について、生命保険会社の生命保険保有契約金額を見ると、平成元年度末から平成8年度末まで増加し、平成8年度末に2174.5兆円となった。

**表 3-0-1** 生命保険会社の生命保険保有契約金額

（単位：兆円）

年度末	生命保険保有契約金額
平成元年度末	1,403.8
平成2年度末	1,605.3
平成3年度末	1,787.5
平成4年度末	1,918.6
平成5年度末	2,021.2
平成6年度末	2,097.7
平成7年度末	2,153.5
平成8年度末	2,174.5

（注）平成元年度末のデータは内国会社のみ。

（出所）財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』79ページ。同『生命保険ファクトブック 2001年版』59ページ。

その後、生命保険保有契約金額は平成9年度末以降減少傾向をたどった。

**表 3-0-2** 生命保険会社の生命保険保有契約金額

（単位：兆円）

年度末	生命保険保有契約金額
平成8年度末	2,174.5
平成9年度末	1,968.8
平成10年度末	1,909.3
平成11年度末	1,859.9
平成12年度末	1,802.1

（出所）財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 2001年版』59ページ。

なお、生命保険会社においては、第2章で見るとともに、平成9年4月25日に日産生命保険が経営破綻し、大蔵省が業務の一部停止を命じるとともに、業務・財産の管理命令処分を発した。また、東邦生命保険、第百生命保険等も経営破綻した。損害保険会社においても、平成12年には第一火災海上保険が経営破綻し、金融監督庁が業務の一部停止を命じている。

損害保険市場について、損害保険正味収入保険料（収入積立保険料を除く。）を見ると平成元～12年度の間では平成8年度をピークに平成9年度から減少していった。

表 3-0-3 損害保険会社の損害保険正味収入保険料

(単位：億円)

年度	損害保険正味収入保険料
平成元年度	52,004
平成2年度	56,287
平成3年度	59,917
平成4年度	62,290
平成5年度	65,516
平成6年度	67,653
平成7年度	69,593
平成8年度	72,282
平成9年度	72,154
平成10年度	69,151
平成11年度	68,893
平成12年度	68,741

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1999』92-93ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック2001』107ページ。

また、保険事業に関しては、保険審議会において精力的な検討が行われた。保険審議会は、平成4年6月17日に「新しい保険事業の在り方」を答申しているが、それに至るまでに、保険審議会総合部会中間報告「保険事業の役割について」（平成2年）、保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」（平成3年）、保険審議会国際問題小委員会報告（同年）、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」（同年）を中間報告として公表している。<sup>1)</sup> また、平成6年には保険審議会の下に設置した法制懇談会の報告を了承し、「保険業法等の改正について」という報告を大蔵大臣に提出し、さらに、平成9年には「保険業の在り方の見直しについて」という報告を行っている。<sup>2)</sup>

その後、平成10年の金融監督庁の発足とともに、金融制度等の企画立案を担うこととなった大蔵省においては、これまでの金融制度調査会、証券取引審議会及び保険審議会が金融審議会に統合された。そして、この金融審議会は、保険に関する審議を行うとともに、平成12年には「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を答申し

た。<sup>3)</sup>

本財政史シリーズ（『平成財政史—平成元～12年度』）が対象とする期間は、このような激動の時代である。保険行政も果敢に対応してきた。

以下では、全体を二つの時期に分け、「自由化・国際化に向けて—平成元年度～平成6年度の保険市場と保険行政—」、及び「大改革—平成7年度～平成12年6月の保険市場と保険行政—」とし、保険市場の概況及び保険行政の展開について述べることとする。

### 〔注〕

- 1) 『銀行局金融年報 平成4年版』86-88ページ。
- 2) 保険研究会『保険業法等の改正について—保険審議会報告—』（平成6年、株式会社財経詳報社）3ページ。保険審議会報告「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として—」（平成9年6月13日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/hoken/tosin/1a1401.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/hoken/tosin/1a1401.htm)。
- 3) 金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」（平成12年6月27日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin20000705-2.pdf](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin20000705-2.pdf)。

